



福岡県医師会 第 482 号(地)

令和 6 年 5 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を
実施する場合の留意事項について (情報提供)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日より、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされました。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理したとの事務連絡が厚生労働省より各都道府県・市町村介護保険主管部局宛てに発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

当面の間は、指定の状況を踏まえながら、第 1 号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えないとされ、包括的な委託を行った場合の事務フロー (イメージ) 等について示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○介護保険最新情報 Vol.1260

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について (情報提供)

(令 6. 4. 26 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

以上

令和6年5月7日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を
実施する場合の留意事項について（情報提供）

令和6年4月1日より、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされました。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理したとの事務連絡が厚生労働省より、各都道府県・市町村介護保険主管部局宛てに発出されましたので、情報提供いたします。

当面の間は、指定の状況を踏まえながら、第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いたうえで、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えないとされ、包括的な委託を行った場合の事務フロー（イメージ）等について示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol.1260

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について（情報提供）（令6.4.26 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について
計3枚（本紙を除く）

Vol.1260

令和6年4月26日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3936、3982）
FAX：03-3593-7894

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 26 日

各都道府県・市町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

指定居宅介護支援事業者が市町村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）第 13 条の規定による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 22 の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援事業を行うことができることとされています。

指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号介護予防支援事業の対象者となりますが、この際、当該利用者が引き続き当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合の事務手続き等について、別添のとおり整理を行いましたので、内容を御了知いただくとともに、管内の関係団体への周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号厚生労働省計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）についても所要の改正を行っている旨、申し添えます。

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

企画調整係 担当 水津

電話 03-5253-1111（内線 3982）

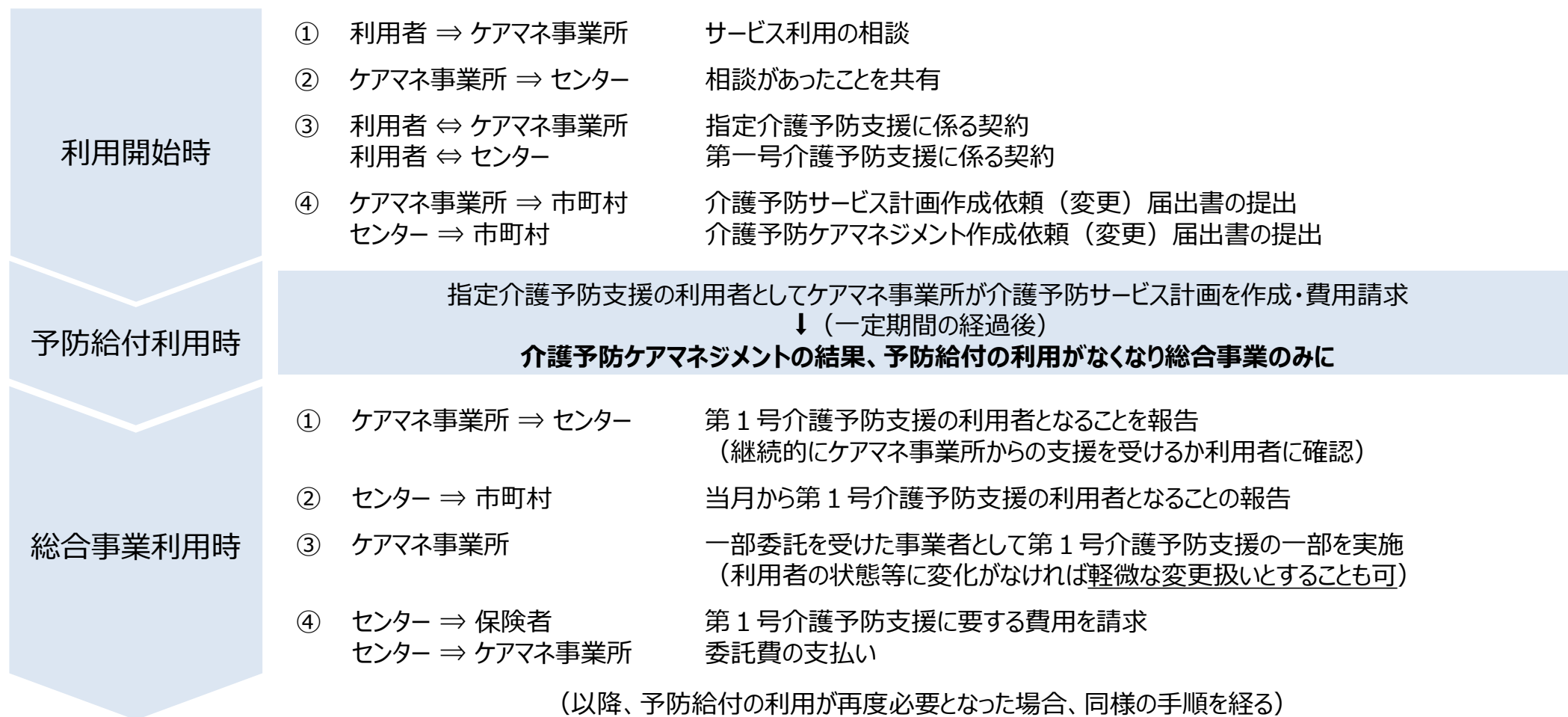
人材研修係 担当 上柳田

電話 03-5253-1111（内線 3936）

包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ①

- 指定居宅介護支援事業者が実施する指定介護予防支援の利用者が、予防給付の対象となる介護予防サービス等を利用しなくなった場合、当該利用者は第1号介護予防支援事業の対象者となるため、当該利用者が引き続き当該居宅介護支援事業者による援助を受けようとする場合、センターが第1号介護予防支援事業の一部を委託する必要がある。
- 利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、当面の間は、指定の状況を踏まえながら第1号介護予防支援事業の一部を指定介護予防支援事業者としての指定を受けている指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で、利用者ごとに行うのではなく、包括的に委託を行うことも差し支えない。

1. 「包括的な委託」を行った場合の事務フロー（イメージ）



包括的な委託を行った場合に想定される事務手続きの流れ②

2. 介護保険被保険者証の「居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称または地域包括支援センターの名称」欄の取扱い

(表面)

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
番号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
住所		認定の有効期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
フリガナ		区分支給限度基準額		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
氏名		居宅サービス等 令和 年 月 日～令和 年 月 日 1月当たり		開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日	
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女		(うち種類支給限度基準額)		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事務所の名称又は地域包括支援センターの名称	
交付年月日 令和 年 月 日		サービスの種類		届出年月日 令和 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		種類の支給限度基準額		届出年月日 令和 年 月 日	
		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		届出年月日 令和 年 月 日	
				介護保険施設等	
				種類	
				入所等年月日 令和 年 月 日	
				名称	
				通所等年月日 令和 年 月 日	
				種類	
				入所等年月日 令和 年 月 日	
				名称	
				通所等年月日 令和 年 月 日	

「包括的な委託」を行う場合は、指定介護予防支援の担当であるケアマネ事業所と、第1号介護予防支援事業の担当である地域包括支援センターとの
双方を併記することとする

(参考) 消費税の取扱い

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援または第1号介護予防支援を実施する場合の消費税の取扱いについては、以下のとおり。

- ・令和6年度制度改正により、指定を受けて介護予防支援を実施する場合は「非課税」、
- ・これまでどおり地域包括支援センターからの一部委託を受け介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を実施する場合は「課税」

なお、この取扱いは、「包括的な委託」を行うか否かによらず適用される。